

家族信託のすすめ

家族信託とは！

本人（委託者）が持っている財産の全部又は一部を信頼できる親族等（受託者）に託して名義を移し、受託者が、当該財産を信託契約に従って管理運用処分等を行い、受益者（委託者又は第三者）がそれによる利益を受ける、という制度です。

家族信託のメリットは！

本人に何があっても当初の目的が達成される

一度契約を結べば、本人が認知症になっても、死亡しても、破産をしても契約どおりに財産を管理・運用・処分できます。

本人が契約内容をコントロールできる

他の制度と違い、自分で又は代理人を通じて受託者を監督できます。

遺産に関する争いを未然に防止できる

信託には遺言と同様の機能があり、解除事由がないと取り消せない分、遺言より強力です！

先祖代々の不動産を子孫に承継させることができる

本人の次の世代や、次々世代についてまで重要な財産（不動産等）の承継方法を指示できます！

管理が必要な
多くの財産を
お持ちの方

認知症発生後の
財産管理に
不安を持つ方

相続税対策を
始めたい方

元気な内に
子供に財産を
譲りたい方

家族信託では、遺言や後見といった従前の制度では実現できなかったことが実現できるようになりました。賢く使えば非常に便利な制度です。まだまだ扱える専門家が少ないのが現状です。家族信託は、民事信託士の資格を持つ当事務所まで！

費用

※信託契約書の起案は、350,000円 ～ （税別）
（公証人の費用など、実費は別途かかります。）

お問い合わせは家族信託のプロ 民事信託士2名

TEL: 046-225-0818

FUKUZUMI 司法書士 福住事務所

〒243-0003

神奈川県厚木市寿町3丁目6番2号

FAX 046-225-0053

mail soudan@office-fukuzumi.com